

予算審査特別委員会記録

＜県土マネジメント部、まちづくり推進局、水道局＞

開催日時 平成28年3月17日(木) 10:02～15:52

開催場所 第1委員会室

出席委員 12名

田尻 匠 委員長

阪口 保 副委員長

亀田 忠彦 委員

山中 益敏 委員

松本 宗弘 委員

川田 裕 委員

井岡 正徳 委員

西川 ・ 委員

中野 雅史 委員

荻田 義雄 委員

小泉 米造 委員

今井 光子 委員

欠席委員 なし

出席理事者 松谷 副知事

野村 総務部長

加藤 県土マネジメント部長

久保田 水道局長

金剛 まちづくり推進局長

ほか、関係職員

傍聴者 8名

議 事 2月定例県議会提出議案について

会議の経過

○今井委員 それでは、発言をさせていただきます。

最初に、巢山古墳のことで質問させていただきたいと思います。

済みません、事務局のほうで資料を配っていただきたいと思いますので、ごらんいた

だきたいと思います。

○**田尻委員長** 今井委員のほうから、資料の皆さん方にごらんをいただきたいということで用意をされておりますが、お配りをさせていただいてよろしゅうございますか。

(「はい、結構です」と呼ぶ者あり)

それじゃあ、お願いします。

配付されましたか。

それじゃあ、お願いします。

○**今井委員** お手元に配らせていただきましたのは、馬見丘陵公園の古墳マップということで、看板にこういう形で示されている中身でございます。そして言っております巢山古墳というのが、この1番の一番大きな古墳というようなことで、実はカラーになってる部分、馬見丘陵公園なんです。そしてこの2番のところに道路があつて、その南側のほうですね、そちらのほうについては、その西側になる、そちらは広陵町の竹取公園という、竹取公園と馬見丘陵公園との間にこの巢山古墳という馬見古墳群の最大の前方後円墳というのがありまして、これが王のお墓ではないかということで、国の特別史跡を受けてずっと今、発掘が行われているというところでございます。ここから非常にいろいろなものが出ておりまして、地元では、そうしたものを展示をする、そのような博物館をつくりたいということで、町のほうでは、かねてからその博物館をつくりたいという検討会などが設けられているわけですが、最初に計画をしておりました広陵町の図書館の前の広場、駐車場に使っておりましたところですが、香芝の広陵の中学校の給食センターの建設ということで、そこに給食センターが今、建設中ということなんです。

そこにまた、この博物館をつくろうということになりますと、竹取公園は靴下祭りだとか、それからかぐや姫まつりだとかというときに、地元の皆さんがたくさん駐車場を利用されるのにまた不便が起きるといふようなことがありまして、その博物館がすぐ隣接しております馬見丘陵公園のエリアにつくることができないかというふうな思いを持っているわけですが、町のほうでも今、検討会を開いているということですが、この馬見丘陵公園の性格からして、巢山古墳から出たような、そのようなものを展示する博物館を建設をするというのは、公園の建てていいものとか悪いものとか、そういう基準から照らしてどうなのかというのをお尋ねをしたいというふうに思っております。

○**堀内まちづくり推進局次長** 今の馬見丘陵公園に関するご質問にお答えさせていただきます。

一応、議員お述べのように博物館でいきますと、一般的にいきますと、公園の中では設置は可能でございます。ただし、建蔽率等の問題もございますので、面積とか余り大き過ぎるものとか、そういった建蔽率上の制約がございますので、その辺は実際どんなものができるのか、どういうものを計画されているのか、その辺、具体的に今のところ聞かせていただいておりますので何とも言えないところでございますけれども、一般的には設置は可能でございます。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。今、町のほうでも、どうしようかという検討中でございますので、馬見公園のほうにも設置が可能だということも一つの案として検討の課題の中に入れていただきたいなというふうに思っております。

そして、私、ちょっとよくわからないんですけども、何でこれだけの古墳が馬見丘陵公園の中から外れているのかどうかがよくわからないんですが、なぜか、そのあたりのことをもしわかりましたら教えていただきたいんですけど。

○堀内まちづくり推進局次長 現に馬見丘陵公園の中にも、敷地の中にも古墳というのはございます。ただ、ここにつきましては、これともう一つ、2つあったと思っておりますけれども、それについては、今のところ何で入ってないのかとか、ちょっとその辺は原因はよくわかりませんが、ただ、地籍の問題とか、そういったところの課題があったのかなと思っております。

○今井委員 わかりました。ありがとうございます。もし経緯とかわかるようでしたら、また教えていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

馬見丘陵公園がもともとできましたのが、住宅都市整備公団の開発で古墳が破壊されるということで、地元の文化会の皆さんなどが保存運動をやりまして、そしてここに残ったというような経過がある公園でございます。今、花をたくさん植えていただきまして、たくさんにぎわっておりますけれども、もともとこの古墳を主とした公園ということで、一つの大きな特色ではないかというふうに思っておりますが、そういうものが博物館のようなものができるということは、私は、馬見丘陵公園にとってもプラスになるのではないかなというふうに思っておりますので、地元のほうにもそうした意向を伝えまして、また相談がありましたらぜひ検討いただきたいと思っておりますが、何か町のほうから具体的なお話とかは来ているかどうか、わかっておりましたら教えてください。

○堀内まちづくり推進局次長 具体的に、まだその中の内容につきましては一切聞かせていただいておりますので、その検討協議会ですか、委員会のほうでまとまれば、そ

ういった説明もあるのかなと思います。

先ほどの巢山古墳については、先ほども言いましたように、今の公園の区域外になっております。それとは別にナガレ山古墳とかは実際、先ほど言いましたように公園としてちゃんと設置されておりますので、以上でございます。

○今井委員 ナガレ山古墳は破壊をされまして、随分皆さんのお力で今、復興をしてございまして、馬見丘陵公園はナガレ山古墳の上から見ますと、いろいろ四方八方見えるような位置になっておりますけれども、それと比べましても倍以上の広さがあるのがこの巢山古墳でございますので、今後ぜひこれをうまく生かせる方法を検討していただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○金剛まちづくり推進局長 馬見丘陵公園が古墳を生かした公園ということで、大変有名になってきているところでございます。これまでも、今、委員お述べのナガレ山古墳でありますとか埴輪の展示とか、あるいはボランティアさんによるガイドとか等々開設をさせていただいているところで、かなりそれで盛り上げてるところでございます。今、議員からご提案等ございました、こういう巢山古墳も含めた歴史資料の提示というところでございますけれども、これにつきましては、今般の本会議でもちょっとご質問があったところでございますけれども、馬見丘陵公園が広域公園というような性格を考えますと、広陵町さんも含めまして地元の北葛、北葛城郡4町ですね、それとのやっぱり連携協力が欠かせないというふうに思います。具体的な提案が広陵町も含めまして4町からございましたら、またよく聞かせていただきたいというふうに考えております。以上でございます。

○今井委員 わかりました。ぜひよろしく願いしたいと思います。

それでは次に、県営住宅の駐車場の問題について質問をさせていただきたいと思えます。

県営住宅の六条団地の駐車場のことについて伺いたいと思いますが、これまで駐車場の管理委員会が120区画の駐車場の管理をしまりました。ところが、実際の利用の数と、それから県に納めておりました金額とに差があつて、県に対して少なく支払っていたということが発覚をいたしました。その担当しております会計の方が使い込みをしていたというようなことが明らかになりまして、現在、別件で逮捕されているというような状況だと伺っております。この問題で県がそういう問題があつたというのを知つたというのはいつごろのことか、その点をお尋ねしたいと思います。

○大島住宅課長 六条県営住宅の駐車場関連についてのご質問です。我々が、この不適正な会計処理についての情報提供を得たのは昨年4月でございます。

○今井委員 そしたら、不正が行われていた期間というのはいつからいつぐらいまで、金額的には幾らぐらいなのか、そして現在はそれはどんなふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

○大島住宅課長 過少申告、不当利得の件についてご質問いただいたと思います。まず、過少申告されてた期間でございますけれども、平成26年度までの10年間で計、約240万円ということになってございます。これについては、我々としても、その情報提供を受けた後、駐車場管理委員会、これ車を利用する入居者の方から構成されている地元の委員会でございますけれども、そちらに確認を進めておりましたところ、過少申告した事実を認めたため、それについて詳しく追及というか、確認をしてみました。その過程でこういった金額が確定してきましたので、12月に不当利得額の返還の請求を行いまして、そのうち一部について既に返還をいただいております。引き続き返還の履行を強く促していきたいと、このように考えております。

○今井委員 この4月にそれを知ったということなんですけれども、住民の方は、この件で5月の20日に奈良警察署に告訴をしているということです。会長職にあった方が、25年の収支で年間で1,115区画という決算ですが、住民の報告、1,115区画の住民からいただいていたと。実際は984区画しかお金を支払っていなかったというようなことで、その差額についても通帳に残っていなくて、30万1,300円をだまし取れたというような中身で告発をしているわけなんですけれども、4月に県がそのことを知って、県のほうは、そうした告発とか、そういうことをされなかったのはどのような理由でしょうか。

○大島住宅課長 ただいま告発について、どのような県が対応をしたのかということについてご質問をいただきました。我々、その事実を確認したときに、一住民の方からの情報提供でありましたので、これについては、まず事実確認を行う必要があるだろうというふうに考えまして、駐車場管理運営委員会のほうにそういった事実があるかどうかというのを、いろんな資料の提出も求めながら確認を行った次第でございます。先ほど委員からもお話がありましたけれども、その駐車場管理運営委員会の会計担当が警察に別件で捕まっていたということもありまして、警察のほうには事情徴取という形で我々のほうからも情報提供させていただきまして、その後も、その確認状況、それからどれぐ

らの不当利得があったについても警察には実質的に情報提供させていただいておりまして、そういった経緯の中で告発を行っていないということでございます。以上です。

○今井委員 この駐車場は、今後、4月から直接県が管理運営するということで聞いております。住民の方によりましては、ヘルパーさんの訪問を受けているというような方でしたら、ご自分の家の分とヘルパーさんが来たときにとめる分ということで2台分借りたりしている方もいるということですが、そういう借り方の中で今でも空きスペースがあるというような状況でございまして、今後、県の管理になりますと1人1台しか借りられないと、そうなった場合に路上駐車になったら大変危険だというような声を聞いておりますけれども、この点についてはどんなふうに対応されるのか、伺いたいと思います。

○大島住宅課長 ただいまヘルパーさんの車などについて、どのようにとめていったらいいのかというご質問をいただきました。ご指摘いただきましたように、県営住宅でも入居者の高齢化が進んでおりまして、中には訪問介護サービスを利用されてる方もいらっしゃるというふうに思います。ただ、一方で、県営住宅の駐車場というのは、もともとは入居者用の駐車スペースとして整備されているものでございまして、各団地の管理戸数分の駐車スペースしか整備されていないというのが現状でございまして、このために県が駐車場管理を行うときには、まずは入居者が利用する車に対して1戸当たり1区画ずつスペースを割り当てるということにしておりまして、空きスペースがあった場合には、共用の来客者用スペースとして使うということを原則としております。介護の車両についても、こうした共用の駐車スペースをご利用いただくことができますので、ここをご活用いただければと、このように考えております。いずれにいたしましても、団地によって空き区画の状況あるいは駐車場を利用する介護車両用の駐車スペースのニーズなども異なっておりますので、個別の事情を踏まえて丁寧に対応させていただきたいと、このように考えているところでございます。以上です。

○今井委員 ありがとうございます。利用者の方にとりましては、どこがあいているかというのがわからないというような声も聞いておりますので、ここに来ればヘルパーさんが必ずとめられるとか、そういう必要性もあろうかと思っておりますので、ぜひ個々の事情を聞いていただいて対応していただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

それでは、次に、奈良公園の関係で質問させていただきたいと思っております。

春日野国際フォーラムの中にありますレストランが3月31日にオープンするという
ことを聞いておりますけれども、どこが入るのか、お尋ねしたいと思います。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 3
月31日にオープンするレストランの業者は、株式会社ひらまつでございます。

○今井委員 ひらまつさんといいましたら、食と農の魅力創造国際大学のオーベルジ
ュもひらまつさんということですが、県はどのような基準でここに決めたのか、
その点についてお尋ねしたいと思います。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 決
めた経緯、基準等でございますが、平成26年の12月から新公会堂、今の春日野国際
フォーラム内のレストランは閉業ということになっておりました。それは、前の業者が
なかなか運営が成り行かんということで家賃滞納等もありまして、出て行っていただい
たという経緯がございます。

その後、いろいろなところにお声がけもしながら募集をする準備をしておりまして、
去年の11月の18日に公募をさせていただきました。この公募の条件としましては、
当然薨～I・RA・KA～はコンベンションを誘客したいという施設でございますので、
コンベンションといいますか、薨～I・RA・KA～を営業しているところには当然あ
けていただく、それからできるだけ夜の営業等もしていただけるようにというような条
件をつけまして、公募のところのホームページにもそれは載っておりますけれども、募集
をさせていただいて、一応それに対して問い合わせがありましたのが、4件のレストラ
ン業者さんから問い合わせがございました。実際、公募に対しては2件の応募がござい
まして、私ども採点を公募の際に提示しております評価項目に基づいて採点をし、配点
の結果、株式会社ひらまつさんが決定となりましたということでございます。

○今井委員 この評価のをちょっと見せていただいたんですけれども、2つの業者がい
ろいろなことでそれぞれの考えを記して、それを採点されるということですが、
ひらまつさんと、もう一つ別の業者、その別の業者の方は白紙の欄が多かったと。そ
このところは点数がつかないからゼロというようなことだったと聞いておりますが、白紙
の欄が多かった項目では、公園の維持管理とか地域の防犯・防災向上の問題とか、それ
から施設計画の適切性、公園の安全性とかユニバーサルデザインとか、そういうような
項目のところに記述がなかったということで聞いているわけですが、奈良県のこ
ととかそうしたことを周知、熟知しているところであれば、こうした点の記載はできる

かと思いますが、そうではない一般のレストランのところにこうしたことを求めても、なかなか難しいのかなというふうな思いもしているわけです。そうなりますと、なぜかひらまつさんに有利になるような形で応募をされたのかなというようにちょっと疑問なども持つわけですけれども、これの貸し付けの条件はどういう形で書いていただくことになってるのでしょうか。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 貸し付けの条件の細かい部分については、ちょっと今、私、手元資料ございませんのであれですけども、今、委員お述べの株式会社ひらまつのようなところしか入れないような公募になってたんじゃないのかなということを今おっしゃってるのかなと思いますが、まず、この経緯でございますが、この麓～I・R A・K A～のレストランにつきましては、もともとは奈良ホテルがレストランをやっておりました。その後、クイーン・アリスという「料理の鉄人」の石鍋さんのところが出てこられたと。最終的にはそこも撤去したというように、ここでの営業というのは非常に厳しいものがございます。まだまだ麓～I・R A・K A～の場合は、コンベンションで来られた方々が必ずそのレストランを使われるわけではなくして、逆にレストランが自分の努力をもってお客さんを呼ぶという、やはりそれなりの能力がないと非常に厳しい部分があると。

この公募のときには、やはり先ほどの空白の部分よりも、その会社の当然営業力がどれぐらいあるのか、どれぐらいの歳入というか、収入が見込めるのかという部分も項目の中にあつたように私は聞いております。ですんで、やはり小さなところを排除する気はございませんけど、小さなところでも年間を通じてそれなりに麓～I・R A・K A～にお客さんを呼んでいただけるかどうかというのが非常にポイントになってるのかなと思います。

前の事業者の場合は、最終的にはビラを配りたいというようなことを、チラシを大仏殿前の交差点で配りたいというようなことをおっしゃってて、当然それはだめですから、そういうことはできませんよと、ほかの店もそれはしてもらわない、そういう行為はできませんということも言ったんですけども、結局待ちの態勢に入ると、奥まっているから人が来ないということも非常におっしゃってました。ただ、奈良ホテルさんがされたときは、当然自分なりにあちこち営業をかけて、こんなすばらしい場所にこういう施設があつて、こんなレストランがあるんだという営業もしていただいていたと。ですんで今回の公募に関しては、そういうことができるかどうか、営業力があるかどうかという

のも十分採点に入れさせていただいた結果、ひらまつに決まったということでございまして、委員お述べのように、ひらまつしかとれないというような評価点内容になってないということはホームページを見ていただいたらわかるかなと思っております。

○今井委員 私、オーベルジュきときにもちよつと言ったんですけども、皆さん、奈良に来て、今、日本料理が世界遺産ということで和食がブームになってるときに、何でフレンチかということで議論したことがありましたけれども、今度のところもイタリアンということで聞いておりますが、幾らぐらい出したら食べられるレストランかなと思ってホームページを見てましたら、お昼で3,500円ですか、夜が1万円というような価格でございまして、本当にこれで営業がいくのかなというような私は非常に心配をしているわけなんです。その営業がいなくなると撤退をするというようなことになった場合には、どのような約束になっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 あんまり先の暗いことは考えたくはないんですが、もしそのようなことになったときには、許可条件に書いておりますように、今、非常に建物が少し内装が汚れてたということもありまして、今度のオープンのときにまた見ていただいたらとは思いますが、内装も含めてかなり費用をかけてきれいにされました。私どもとしては非常に喜んでおるんですが、ただ、許可条件としては、出ていっていただく際には内装は全てもとに戻していただくという条件もつけて出ていっていただく、これは奈良公園内の便益施設、全ての許可条件同じでございまして。ただ、再度もう一度経緯を言いますと、奈良ホテルは何とか営業はできてた。奈良ホテルのときのやはりお昼も、そんなに600円、700円というお昼はなかったはずでございまして、費用的にはそれなりの料金、その後、クイーン・アリスのところへ来てました青柳という、東京あたりでも結構出してますけれども、ところは、我々が試算している限りでは収益的には十分プラスが出てたと。青柳側は自己都合で撤退していったわけですが、そのときは結構いろんなところから、なぜ青柳が急になくなったのかと逆の苦情を言われた、予約を入れてるのにとというような話もあったぐらい営業は回ってた。

だから、場所が非常にすばらしい場所なので、委員お述べのように、料理につきましては和もあり洋もあり中もあるとは思いますが、今、奈良公園の夢風ひろばの入り口にございますレストラン、イ・ルンガも、たしかスペイン料理かイタリア料理やっと思っておりますが、非常に観光客の方からは人気でございまして、ともに共通して言えます

のは、奈良の素材、野菜等を使って奈良の魅力を発信していただいているということについては非常に喜んで、奈良のものを使っていただいて、和であり、洋であり、中であり、奈良にはこんなおいしい素材があるんだということをPRしていただけるものかなというふうに感じております。以上でございます。

○今井委員 やっぱり奈良公園といたしましたら、奈良県の観光で一番人気のあるスポットが奈良公園というのが出てまいりまして、公共のスペースということでいろんな方が安心して利用していただけるものであるべきだと私は思うわけですが、非常に県のほうはブランドイメージとか、そういうふうなところに何か非常にこだわり過ぎていて、せっかくいろいろ意気込んでやっても長続きしていないというのが、この間の結果ではなかったかなというふうに思っているわけですが、決まってこれからオープンをするというのにけちつけたら悪いなと思いますが、別にけちつけるわけではないんですが、本当に奈良公園を多くの方に安心して利用してもらう、すばらしい景勝地でもありますし、せっかく奈良まで来たからここでゆっくりお昼でも食べたいなというときに、これぐらいだったらいつもよりも奮発してもちょっとぐらいだったら食べていきたいなというような、何かそういうものじゃないとあかんなかなというような気がしてるんですけれども、今後のいきさつをよく見守っていききたいなというふうに思っております。

それから、登大路の駐車場の件です。この登大路駐車場は、設計が3階建てから2階ということに変更になりましたけれども、この変更になる中で、従来、雨が降ったときに修学旅行の人が入ってお弁当食べるようなスペースだとか映像で奈良のことを知ってもらう場所とか、そうしたのはまだ計画に残っているのでしょうか、その点をお伺いします。

○中西知事公室審議官兼観光局次長兼まちづくり推進局次長奈良公園室長事務取扱 今、委員ご質問は、バスターミナルにおいて3階が2階になった中で、修学旅行生がご飯を食べるような場所、それから映像を見るような場所ということを我々、整備検討委員会等を含めてこれまで説明してきた場所は残っているかということでございますが、3階から2階になった部分で減りましたのは、店舗ですね、飲食、物販等の店舗を少し減らして2階にしておりますので、修学旅行生の方であったり、観光客、それから地元の方々がおくつろぎしていただく休憩スペースでありましたり、ご飯を雨の日に食べていただけるような約200人ぐらいの映像も見れるような場所というのは、現在のところ

まだ計画としては残しております。以上でございます。

○今井委員 京都の北部の地域のほうから奈良に修学旅行に来られているという、その先生のお話をちょっと聞かせていただきました。いつも来たときには子供さんと一緒に若草山まで上がって、そこでお弁当を食べるということです。もし雨が降ったらどうするのかというと、山頂にお土産物屋さんがありまして、その2階が400人ぐらいは入れるような広い場所があるということで、お土産をそこで買うというようなことであればそこを使わせてもらえるということです。そういう形で使っていると。だからあそこの場所で映像を見てもらうというよりは、もっと子供たちに本物のものをボランティアさんの案内で説明してもらうほうが良いというようなご意見でございます。あそこに駐車場は必要だという声は聞いておりますけれども、そうした施設は私は要らないんじゃないかというふうに思いますので、意見として述べておきたいというふうに思います。

それから、こないだ南部・東部で聞いたらこちらのほうだというので、もう一度聞かせていただきますが、南奈医療センターのバスの便のことでお尋ねしたいと思います。

病院が1カ所に集中することによりまして、南奈医療センターに行く足の便が大変心配をされております。バスで直接病院まで行ってほしいという地元の皆さんの要望があるんですけども、上市の駅で下車になって、そこから近鉄に乗りかかえて福神まで行かなくては行けないと。上市の駅はスロープも長くて階段も急で、そして雨が降っているとき荷物などを持って高齢者の人が利用するのも大変ですし、福神の駅からは、また病院までの距離が結構ありますので大変だということでそういう希望があるんですけども、このあたりの医療センターに直接行けるバスの便については、県のほうで何か考えておられることがあったらお伺いしたいと思います。

○村上県土マネジメント部次長 南奈良総合医療センターへのバスのアクセスについてですが、下北山方面から大和上市駅へ行って、それで近鉄吉野線を使うという、その話ですけども、議員お述べのとおり、南奈良総合医療センターへ直接バスで行くという声は、これはもう重々承知の上で実はやっております。これ、いろいろ実は平成26年10月から奈良県地域交通改善協議会の地域別部会で、奈良県のみならず南和の各市町村、それと奈良交通、交通事業者との間で、それとあとは南和広域医療組合、この関係者が集まって平成26年10月よりずっと議論をしてまいりました。回数として申しますと、路線別でそれぞれ協議、ワーキンググループを13回開きましたということでご

ざいます。

その際、問題となりましたのは、南奈良総合医療センターのバスの乗り入れのスペースというものがすごい制約があったということ、それとあともう一つ、下北山方面からのバスのアクセスについて、もちろん移動ニーズということからすると、通院のニーズというのはこの地域では非常に重要なポイントを示しておりますけれども、南奈良総合医療センターのみならず、実はその途中に吉野病院を使うという方もいらっしゃるというニーズを伺いました。そういった結果を踏まえまして、下北山方面からのバスについては吉野病院を経由した形でまず行くと。その後、大和上市駅へつながるということでございます。そして近鉄吉野線というのがございますので、そこもアクセスできるようにした次第でございます。委員お述べのように、直接アクセスできるようにするのは、実は県ももちろんそうですし、関係の市町村みんな同じ気持ちではございます。しかしながら、現実としてやはり制約があったということですので、セカンドベストの形でやらせていただきました。

ただ、実際に今後、移動ニーズというのを、先ほど川田委員からのご質問でお答えさせていただきましたけれども、やはりPDCAで検証していくというのがすごい大事だと思っております。それなので、開院後、実際にバスに乗られてどれだけ通院されてるのかとか、そういう移動をやっぱり日ごろから把握しながら、よりよいあり方というのを追及してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○今井委員 これからこうした広域化とか集約化というようなことがいろいろ起きてくるだろうと思っておりますけれども、そのときに、やはり足の便の確保というのは非常に重要なことになってしまう、それがないと結局、住民サービスの切り捨てということになってしまいますので、ぜひこのバスの便の利便性につきましては、地元の皆さんとも協力して、何とか直接乗りができるように進めていっていただきたいということをお願いをしておきたいと思っております。

最後に、公契約条例の関係なんですけれども、今議会の提案されております契約変更の2件、一般国道の309号丹生バイパス工事、18億から19億、約1億円の増です。それから地すべりの激甚災害の特別事業も、十津川の折立ですけれども、15億から15億6,000万、5,700万円の増加ということで、いずれもその上がる理由がインフレスライドに伴う単価の変更によるということが理由になっています。国のほうでは、28年の2月から公共工事の設計労務単価が全職種平均で全国で1万7,704円

というようなことです。近年のこの労務単価の伸びを見ますと、平成25年は15.1%、26年で7.1%、27年で4.2%ということで、24年から比べますと28.5%も労務単価が上がったということになっておりますけれども、これが実際に建築に携わる労働者の方々の賃金に反映しているのかどうか、その点が大変疑問があるわけですが、奈良県の場合、この点はどのように把握されているのか、お尋ねしたいと思います。

○増田技術管理課長 委員、今お述べの内容につきましては、労務単価の引き上げが末端まで行き渡っているのかというふうな内容だと思います。まず、労働基準法の第2条におきましては、労働条件は労働者と使用者が対等の立場において決定すべきものというふうになっております。また、労働契約法第3条におきましては、労働契約は労働者と使用者が対等な立場における合意に基づき締結するものというふうに規定されていることから、賃金等の労働条件につきましては発注機関が関与できないというふうに考えております。また、県と建設業者の間で結ぶ請負契約書におきましては、発注者が受注者に求めることのできる技術というのは、関係法令、関係基準にのっとり、工期内に工事目的物を施工するというところでございます。このとき受注者が下請人を使用する場合には、発注者に対して下請人通知書というのを提出しますけれども、そういう義務が生じますけれども、下請人が労働者に支払う賃金の状況まで発注者が受注者に請求できることにはなっておりません。唯一請求できますのは、労務単価の上昇を見込んだ額で下請契約を締結するよう要請すること、これに限られるというふうに考えております。

さらに、建設業法におきましては、第19条の3の不当に低い請負代金で下請負契約を結ぶことを禁止しておりますけれども、労働者に支払う賃金について規定する条文はないというところでございます。以上のことから、県が建設業者との請負契約をもって労使間に介入して、どの程度賃金が上昇したか、これにつきましては、具体的な額について確認することはできないというふうに考えております。

○今井委員 国の公共工事設計労務単価の概要というのを見ますと、毎年、国、都道府県、政令市発注の公共工事に従事する建設労働者の約16万人の賃金支払い実態を調査し、年度当初に改定するというふうには書いてあるんですけども、奈良県はこれはどういうふうにされてますでしょうか。

○増田技術管理課長 議員お述べの下請取引実態調査、これは国交省と都道府県が協力して調査をしておりますけれども、本県の業者も84社からを回答を得たとしておりま

して、内容としましては、84社のうち56社から技能労働者の賃金水準の引き上げ状況ということで回答を得ておりまして、その中で、引き上げましたと、または予定を含むということで回答されたのが57.1%というふうに聞いております。以上でございます。

○今井委員 ありがとうございます。奈良県の場合は、全国で初めて公契約条例という県レベルでつくっておりますので、先ほど労働基準法では、対等の立場だから介入できないというふうなお答えされておりましたけれども、それは公契約条例も何もないところであればそういうことかもしれませんが、奈良県の場合は、やはりそういう状況をなくそうということでこの公契約条例をつくっておりますので、本当にこの労務単価、国のほうで改定がされていくのが、私の議員のところにも、インフレスライドによる単価が変わったということでいつも工事価格の変更契約とかが上がるわけですので、それがきちっと労働者のところに行くかどうかを、私はつかむのは県の大事な責任ではないかなというふうに思っております。その点でもう一度お聞かせいただきたいと思っております。

○増田技術管理課長 確かに賃金が上がるということを確認するという事は重要でございます。国と協力しましてそういう調査をしておりますけれども、別途、国も建設業団体に要請されてますように、本県の契約変更をする際に、本県のほうからそういうふうな趣旨を十分理解していただくように文書で通知しておりまして、それを今後とも周知を図っていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○今井委員 調査していただいたのは、引き上がったというのが57.1%ということですので、43%の労働者は引き上がっていないままだと。県の契約では、賃金が上がるから契約変更だというのが出るわけですので、やはり本当に賃金が上がって引き上がったというふうにならないと、私は説明が異なることになってしまうんじゃないかなというふうに思っております。この点、やはりきちっと県としても調査をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。